

8-2-2 欧州委員会通知 EU に輸入された CITES 掲載種の木材の合法性に疑問がある場合に EU 加盟国が取るべき措置に関するガイダンス文書 仮訳

[「Commission notice — Guidance document on steps to be taken by EU Member States in the case of doubts as to the legality of timber from CITES-listed species imported into the EU」](#) の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C\\_.2018.376.01.0001.01.ENG&toc=OJ:C:2018:376:TOC](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C_.2018.376.01.0001.01.ENG&toc=OJ:C:2018:376:TOC)

## 欧州委員会 欧州委員会通知

### EU に輸入された CITES 掲載種の木材の合法性に疑問がある場合に EU 加盟国が取るべき措置に関するガイダンス文書 (2018/C 376/01)

EU に輸入された CITES リスト掲載種の木材の合法性に疑問がある場合に  
EU 加盟国が取るべき措置

本通知の目的は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) のリストに掲載されている種の木材が EU に輸入されようとしている状況において、輸出国当局が発行した輸出許可書が提出されてはいるが、当該木材が伐採国の適用法に従って伐採されたことに疑いがある場合を念頭に、EU 野生生物取引規則<sup>(1)</sup>の実施に関連したガイダンスを EU 加盟国の管轄官庁に提供することである。

## 1. 背景情報

EU 加盟国の CITES 管理当局は、輸出国が CITES 条約に基づき輸出許可書を発行している場合に限り、EU 野生生物取引規則に従って、CITES 輸入許可書を発行すること

<sup>(1)</sup> 取引規制による野生動植物種の保護に関する 1996 年 12 月 9 日付の欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 (OJ L 61, 3.3.1997, p. 1) およびその実施規則、特に、取引規制による野生動植物種の保護に関する欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の実施に関する詳細規則を定める欧州委員会規則 (EC) No 865/2006 (OJ L 166, 19.6.2006, p. 1)；取引規制による野生動植物種の保護に関する欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 に定められた許可書、証明書その他文書の策定に関する規則を定め、欧州委員会規則 (EC) No 865/2006 (OJ L 242, 7.9.2012, p. 13) を修正する 2012 年 8 月 23 日付の欧州委員会実施規則 (EU) No 792/2012；および、特定の種の野生動植物の標本を欧州連合に持ち込むことを禁じる 2017 年 10 月 19 日付の欧州委員会実施規則 (EU) 2017/1915 (OJ L 271, 20.10.2017, p. 7)。

ができる<sup>(2)</sup>。これはとりわけ、輸出国が、「当該標本は動植物の保護に関する国内法に違反して取得されたのではないと納得している」ことを前提としている<sup>(3)</sup>。

規則 (EC) No 865/2006 (欧州委員会規則 (EU) 2015/870 によって修正) の第 7 条 (6) 項<sup>(4)</sup>によると、「第三国が発行した輸出許可書および再輸出証明書は、対象となる標本が該当種の保護に関する法律に従って取得されたことを示す満足できる情報を、当該第三国の管轄官庁が(要請に応じて)提供した場合に限り受理されなければならない」

規則 (EC) No 865/2006 の第 7 条 (6) 項は、規則 (EC) No 338/97 に基づき輸出許可書の発行が必要なすべての標本に適用されるが、特に関係しているのが樹種である。最近の事例として、貨物の合法的産地に関して重大な疑問があるにもかかわらず、EU 加盟国が CITES 掲載種の木材に対する輸入許可書の申請手続きを進めなければならない状況に直面していることが確認されている。貨物には輸出国が発行した有効な輸出許可書が必要で、同許可書は原則的に、木材の産地が合法であることを輸出国が確認した保証になる。しかしながら、様々な筋から得られた情報は、産地の合法性や、標本が動植物の保護に関する国内法に違反して取得されたのではないことを輸出国が適切に検査していることについて疑問を抱かせるものである。

そのような状況では、EU 加盟国が一貫したアプローチで製品産地の合法性について等しく厳しい精査を行う（輸入許可を拒否する可能性もある）ことが重要である。規則 (EC) No 865/2006 の第 7 条 (6) の解釈に関する本ガイダンスを活用しながら、EU 加盟国間の一貫性を確保することが重要であり、EU 加盟国は、ケースバイケースで、また各自が対処すべき状況に相応した方法で、以下に挙げた要素を考慮することが推奨される。

## 2. 本文書の地位

本ガイダンス文書は欧州委員会職員によって作成され、同草案は、規則 (EC) No 338/97 の第 18 条に従って設置された野生動植物の取引に関する委員会（従って、加盟国の管轄官庁）によって承認された。

<sup>(2)</sup> 規則 (EC) No 338/97 の第 4 条 (2) 項 (c) 号を参照。同規則の付属書 B に掲載されている種に適用。

<sup>(3)</sup> 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) の第 IV 条 (2) 項 (b) 号を参照。同条約の付属書 II に掲載された種に適用。

<sup>(4)</sup> 野生動植物の種の取引に関して、欧州連合理事会規則 (EC) 規則 No 338/97 の実施に関する詳細規則を定める規則 (EC) No 865/2006 を修正する、2015 年 6 月 5 日付の欧州委員会規則 (EU) 2015/870 (OJ L 142, 6.6.2015, p. 3)。

本ガイダンス文書は、各国当局による規則（EC）No 338/97 の適用を支援することを目的としている。本書に法的拘束力はなく、唯一の目的は、規則（EC）No 865/2006 の特定の側面や、優れた実践とみなされている対策に関する情報を提供することである。本書は、セクション 1 で言及された適用可能な EU 法の規定に取って代わったり、追加したり、それらを修正するものではなく、上記規定は適用すべき法的根拠であり続ける。また、本書は単独で考慮されるべきではない。法規則と関連して用いられるべきであり、「独立した」参照として使用してはならない。欧州司法裁判所のみが、権威をもって EU 法を解釈することができる。

本書は欧州委員会によって電子的に公開される予定で、EU 加盟国が公表することもできる。また本書は、2021 年に野生動植物の取引に関する委員会によるレビューを受けることになっている。

### 3. 規則（EC）No 865/2006 の第 7 条（6）項の解釈に関するガイダンス

EU 法の法令は、その目的に従って解釈されなければならない。規則（EC）No 338/97 の第 1 条は、同規則の目的が、「野生動植物の種の取引を規制することによって、それらの種を保護し、その保全を確保すること」であると定めている。従って同規則の規定は、その目的と合致する形で解釈されなければならない。

さらに欧州連合の機能に関する条約の第 191 条（2）項は、予防原則に基づいて環境政策を行う必要があると定めている。これは、何らかの行動または政策が重大または回復不能な被害を及ぼすリスクがある場合は、十分な科学的確実性がないことを理由に、そのような被害を防ぐための費用効率の高い対策を遅らせてはならないことを示唆している。同原則は、そのようなリスクがある場合は、予防的意思決定によってより高いレベルの環境保護を確保することを目的としている。

欧州連合司法裁判所の一貫した判例法によると、予防原則は特に、欧州連合の環境法体系（environmental acquis）に適用されており、従って、規則（EC）No 338/97 の解釈および応用にも適用される。EU 加盟国は、規則（EC）No 338/97 に基づく自由裁量権の行使においても予防原則を適用すべきである。

加盟国の CITES 当局は、規則（EC）No 865/2006 の第 7 条（6）項に従って、CITES 標本の輸入申請を受領した際に、輸出国に助言を求めるべきか否かを判断する必要がある

る。ただし第7条(6)項は、体系的に輸出国と協議することを義務付けてはおらず、EU加盟国は、リスクベースアプローチを採用し、個々のケースに応じて輸出国に助言を求めるべきか否かを判断することが推奨される。

**a) EU加盟国は、輸出国に助言を求める必要があるか否かを判断するためにどのような要素を検討する必要があるか？**

EU加盟国は以下の要素を検討することが推奨される。

- CITES 条約の履行に関連して、当該輸出国が貨物の合法性を保証するための十分な検査を実施していない可能性があることを示唆する情報があるか？（当該輸出国が CITES 常設委員会による勧告またはコンプライアンス対策の対象となっている場合、または同様のケースで、EU 木材規則 (EUTR) <sup>(5)</sup> に基づき、関連のガイダンス文書 <sup>(6)</sup> に従って、当該輸出国にさらなる確認が義務付けられている場合)
- 木材貨物が合法的な産地から入手されていないことを示唆する信頼できる筋からの情報があるか？
- サプライチェーンの企業が違法伐採に関連した慣行に関わっていることが示唆されているか？
- サプライチェーンがどの程度複雑で、木材産地の追跡がどの程度困難か？
- 当該輸出国の汚職・腐敗レベルは高いか？

上記要素を確認するために情報を収集した結果、貨物が種の保全に関する輸出国の国内関連法に反して取得されたかもしれないという重大な疑問が生じた場合、EU加盟国は、輸出国の CITES 管理当局に連絡することが推奨される（さらに輸出国の CITES 科学当局や、必要に応じて輸出国の FLEGT<sup>(7)</sup> ライセンス当局および

<sup>(5)</sup> 木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010 年 10 月 20 日付の欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No 995/2010 (OJ L 295, 12.11.2010, p. 23)

<sup>(6)</sup> 欧州委員会通知 (2016 年 2 月 12 日付) – EU 木材規則に関するガイダンス文書, C(2016) 755 final – [http://ec.europa.eu/environment/forests/timber\\_regulation.htm](http://ec.europa.eu/environment/forests/timber_regulation.htm)

<sup>(7)</sup> 森林法の施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) 委員会からの通知に基づく森林法の施行・ガバナンス・貿易 – EU 行動計画の提案, COM(2003) 251、ならびに欧州共同体への木材の輸入に関する FLEGT ライセンス制度の設置に係

FLEGT または林業管理当局にも通知する)。手続きに大幅な遅延が生じる場合は、同協議が行われている旨を輸入申請者に通知する必要がある<sup>(8)</sup>。

## b) 輸出国からどのような情報を要請すべきか？

EU 加盟国は、輸出国に問い合わせる内容を決める際に、以下のチェックリストを検討することが推奨される。

- 輸出国は、CITES 附属書 II に掲載されている種に対して輸出許可書を発行する場合、当該標本が動植物保護に関する法律に従って取得されたことを納得する必要がある。このことから、どの動植物保護法が輸出許可書の対象となる製品に適用されているか？
- 上記の法律が遵守されていることを確認するためにどのようなシステムが整備されているか？また輸出許可書の対象となる貨物に対して、同システムはどのように実施されているか？特に、合法性確認の要件を遵守していることを確保するために、どのような文書が発行され、どのような検査が行われているか？
- 伐採段階から EU への輸出段階までのサプライチェーン（伐採、輸送、最初およびその後の販売、一次加工および二次加工、輸出）に関わっているすべての事業者が特定されているか？輸出許可書に記載されている標本が伐採された標本と一致していることを確かめるために、サプライチェーン全体における貨物の追跡可能性はどのように確保されているか？

これまでの経験上、木材貨物の合法性を適切に評価するには以下の要素が不可欠なため、必要であれば、EU 加盟国は以下の具体的な情報を輸出国に要請することもできる。

- 輸出企業の名称および所在地
- 木材の地理的産地（地域、コンセッション地の場所、関連する詳細）

る 2005 年 12 月 20 日付の欧州理事会規則 (EC) No 2173/2005 (OJ L 347, 30.12.2005, p. 1)

<sup>(8)</sup> 規則 (EC) No 865/2006 の第 8 条 (3) 項を参照。

- 輸出される木材が伐採された年、および当該年の割当量に従って輸出されていることの確認（CITES の輸出割当量または国内の伐採割当量がある場合）
- 管理計画、伐採許可、伐採ライセンスに関する情報、ならびに輸出国の法律に応じたさらなる関連情報
- 当該木材を入手した伐採地に関する情報（例：区画、樹木の数）
- 伐採地から加工地または輸出地までの追跡可能性に関する情報

c) どのような条件が満たされれば、輸出国からの情報を「満足できる」とみなせるか？

輸入国である EU 加盟国は、情報に一貫性と信頼性があり、木材貨物が動植物保護に関する輸出国の適用法に従って取得されたことを十分保証しているかどうかを評価するために、輸出国の CITES 管理当局から得た上記質問への回答を検討しなければならない。これらの条件が満たされ、文書が有効かつ検証可能であることを示す根拠の確かな証拠がある場合は、得られた回答を満足できる情報とみなし、輸入許可書を発行すべきである。

得られた情報が不十分または重要な要素が欠けていると判断した場合、EU 加盟国は、輸出国に連絡し、不足している情報を求めることが推奨される。

要請した情報を入手するために努力をしたにもかかわらず、輸出国から提供された上記質問に関する情報が未だ不十分なため、標本が種の保護に関する法律に従って取得されたと結論づけることができない場合、または回答が得られなかった場合、加盟国は、規則 (EC) No 865/2006 の第 7 条 (6) 項に従って、該当する輸入許可書を発行すべきではない<sup>(9)</sup>。

輸出国が EU と FLEGT 自主的ニカ国協定を締結し、それによって、同国が輸出する木材貨物に対して FLEGT ライセンスが発行されている場合、同国のライセンス制度が CITES 掲載種の木材貨物に CITES 輸出許可書と FLEGT ライセンスの両方を添付することを義務付けている可能性がある<sup>(10)</sup>。その場合、FLEGT ライセン

<sup>(9)</sup> EU 加盟国は、規則 (EC) No 338/97 の第 4 条 (1) 項 (e) 号、第 4 条 (2) 項 (c) 号、および第 4 条 (2) (a) 号を根拠に輸入許可書の発行を拒否することもできる。

<sup>(10)</sup> 現在これに該当するのがインドネシアで、CITES 掲載種の木材はインドネシアの木材合法性保証システムの対象と

スは貨物の合法産地に関するさらなる保証となる。またそのようなケースでは、管理当局は、輸出国の関連 FLEGT ライセンス当局にも情報を求めることができる。またこれらのケースにおいて、CITES 木材に FLEGT ライセンスが交付されている場合は、輸入国である EU 加盟国の FLEGT 管轄官庁にも通知することが推奨される<sup>(11)</sup>。

**d) 加盟国間で同じレベルの調査が行われることを確保するために、どのような追加の行動を取ることができるか？**

加盟国は、上記質問に対する輸出国からの回答が満足できるものではなかったケース、または不十分だったために重要な許可書を発行できなかったケースについて、他の EU 加盟国および欧州委員会と情報を共有することが推奨される。

EU レベルで共通のアプローチが取られるようにするために、必要に応じて、管轄 CITES 管理当局の専門家グループに同問題を提起することができる。その場合、専門家グループは以下を行うことが推奨される。

- i. 欧州委員会が関係する輸出国に連絡し、該当種の輸出の合法性に関する懸念を伝え、輸出許可書発行拒否の原因となった要素を明確化するよう要請する。
- ii. 欧州委員会の要請に応じて輸出国がさらに提供した情報が不十分だとみなされた場合、当該輸出国による当該種の全 EU 加盟国への輸入を停止する。同停止は、「欧州委員会は、関係する原産国との協議の後、第 18 条 (2) 項に言及された規制手続きに従い、科学審査グループ (Scientific Review Group) の意見を考慮した上で、欧州共同体への導入に関する全面規制、または特定の原産国に関連した規制を設けることができる」と定めた規則 (EC) No 338/97 の第 4 条 (6) が根拠となる。
- iii. EU が、CITES 遵守制度<sup>(12)</sup>の一環として、CITES 事務局および CITES 常設委員会に同問題を提起する。

なり、同木材を輸出する際は、有効な V-Legal 文書 (木材合法性証明書) / FLEGT ライセンスが必要である。

<sup>(11)</sup> 欧州委員会通知 - 税関および FLEGT 実施ガイドライン - 公開概要 (OJ C 389, 4.11.2014, p. 2) に基づく。

<sup>(12)</sup> CITES 遵守手続きの決議 14.3 を参照

#### 4. EU 木材規則との関連性

上記で提案された措置は、2013年に違法木材をEU市場に出荷することを禁じるEU木材規則（EUTR）<sup>(13)</sup>が発効されて以降、特に重要になっている。EUTRに基づく合法性確認に関するさらなる情報、特に同規則の第2条（h）項に定められた「適用法」の定義については、本文書の付属書に記載している。

EUTRの第3条は、CITES掲載樹種について以下の特定の規則を定めている。「規則（EC）No 338/97の付属書A、B、Cに列記された種の木材のうち、同規則およびその実施規定を遵守しているものは、本規則の目的上、合法的に伐採されたとみなされる」。この推定は、上述したように、CITES条約が「輸出国の国内関連法を遵守して伐採された種に限り輸出許可書を発行する」という要件を締約国に課していることが根拠になっている。

上記の観点から、各EU加盟国のCITES管理当局、ならびにEU木材規則とFLEGT<sup>(14)</sup>規則を実施する管轄官庁は、加盟国内で各規則が一貫して実施されるように、（特に情報交換を通じて）協力し合うことが推奨される。EU加盟国のCITES管理当局が木材貨物の合法性について疑問を抱いた場合、同当局は、EU木材規則とFLEGT規則の実施を管轄するカウンターパート機関に通知しなければならない。また必要に応じて、各自の活動を知らせるために、木材管理を担う関連執行機関にも通知すべきである。同様に、EU木材規則とFLEGT規則を執行する管轄官庁は、CITES掲載種に関係するまたは関係する可能性がある情報を得た場合、CITESのカウンターパートにその旨を通知しなければならない。

加盟国によるEUTRの実施を支援するために、欧州委員会は、EUTR管轄官庁のためにEUTRに関連した情報共有の場を設けている<sup>(15)</sup>。また欧州委員会は、すべての関連当局がEUに輸入される木材製品の合法性に関する情報を共有できるように、CITES管理当局にもこの情報共有プラットフォームの利用を許可している。欧州委員会はさらに、EUTRの実施に関連した問題に対処するために、加盟国と協力してガイダンス文書を作成した<sup>(16)</sup>。同ガイダンス文書は、EUTR実施・執行関連の進捗情報など他の情報源と共に、欧州委員会のウェブサイトに掲載されている。

<sup>(13)</sup> 規則（EU）No 995/2010.

<sup>(14)</sup> 規則（EC）No 2173/2005.

<sup>(15)</sup> <http://capacity4dev.ec.europa.eu/eutr-competent-authorities/dashboard>

<sup>(16)</sup> 脚注7を参照

それ以外の情報源からも、特定の輸出国が整備している法的枠組みに関する情報を得ることができる<sup>(17)</sup>。ただしそれらの法的枠組みは、CITES に基づく合法性の定義、つまり CITES 条約の第 IV 条に沿った「動植物の保護に関する国内法」よりも適用範囲が広い場合がある。

<sup>(17)</sup> 例として、「<http://gftn.panda.org/?202483/Framework-for-Assessing-Legality-of-Forestry-Operations-Timber-Processing-and-Trade>」を参照。同ウェブサイトは以下を提供している：林業活動、木材加工および木材取引の合法性を評価するための共通枠組み（「合法性の共通枠組み」として知られる）に関する情報、各国政府および企業が以下に挙げる多数の国の林業活動、木材加工および木材取引に影響を及ぼす法律、規制、行政通達、契約上の義務に関連した情報を入手し理解できるように、非営利組織の WWF/GFTN および TRAFFIC が作成したチェックリスト（ブラジル、カメルーン、中央アフリカ共和国、中国、コロンビア、コンゴ民主共和国、ガボン、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ペルー、コンゴ共和国、ロシアおよびベトナム）。

## 付属書

### 1. EU 木材規則と EU 野生生物取引規則の相互作用点と相違点

EU 木材規則 (EUTR) 第 2 条の (f) 項から (h) 項には以下の定義が示されている：

- (f) 「合法的に伐採された」とは、伐採国の適用法に従って伐採されたことを意味する。
- (g) 「違法に伐採された」とは、伐採国の適用法に違反して伐採されたことを意味する。
- (h) 「適用法」とは、伐採国で有効な法律のうち、以下の事柄を網羅したものを意味する。
  - 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利。
  - 伐採権および木材に対する支払い（木材伐採に関連した税金を含む）。
  - 木材伐採。木材伐採と直接関連している場合は、森林管理や生物多様性保全を含む環境・森林法も含まれる。
  - 木材伐採の影響を受ける利用および保有権に関する第三者の法的権利。
  - 森林分野に関連する取引および関税。

EUTR の第 4 条 (1) 項は、「違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品を市場に出荷することは禁止されるものとする」と定めている。

従って EUTR は、EU 市場に最初に木材製品を出荷する事業者<sup>(1)</sup>に対し、違法伐採木材または違法伐採木材由来の木材製品が EU 市場に出荷されることを防止するために適切な注意を払うことを義務付けている。

<sup>(1)</sup> EU 市場に木材または木材製品を出荷する自然人または法人

EUTR には、規則 (EC) No 338/97 の第 3 条との相互参照が含まれており (セクション 4 に記載)、「規則 (EC) No 338/97 を遵守している CITES 掲載種の木材製品は、EUTR の目的上、合法的に伐採されたとみなされる」と規定している。ただし強調すべき点として、この推定は、規則 (EC) No 338/97 とその実施規定を実際に遵守している CITES 掲載種の木材製品のみ有効であることに留意する必要がある。

これら 2 つの規則の重要な相違点は、EUTR が「市場に出荷すること」を禁止しているのに対し、規則 (EC) No 338/97 は、EU に「導入された」時点から適用されることである<sup>(2)</sup>。つまり、後者は EU の領域に到着した時点から義務を課しているのに対し、EUTR は自由な流通のために市場に投入された後に適用される。

もう 1 つの相違点は、EUTR 第 2 条 (h) が定める「適用法」の範囲 (上記で言及) と、規則 (EC) No 338/97 に基づく合法取得検証の範囲で、第 4 条 (1) 項 (b) 号 (i) には、「該当種の保護に関する法律」と言及されている。つまり、EUTR の合法性検査には、規則 (EC) No 338/97 で求められている以上の要素が含まれている。

## 2. EU 加盟国の輸入許可、および CITES 附属書 II 掲載種の標本の輸出国による「合法取得検証の結果」

規則 (EC) No 338/97 の第 4 条 (1) 項 (b) 号 (i) によると、EU 加盟国は、以下の場合に限り、CITES 掲載種の標本に関する輸入許可書を発行することができる。

「当該標本が該当種の保護に関する法律に従って取得されたことを示す書面の証拠を申請者が提出した場合。同条約の附属書掲載種の標本を第三国から輸入する場合は、輸出国または再輸出国の管轄官庁が同条約に従って発行した輸出許可書または再輸出証明書が書面証拠となる」

この規定は、輸入国である EU 加盟国が合法取得の証拠として受理できると判断するには、第三国からの輸出許可書が CITES 条約の規定に従って発行されていないことを強調している。

<sup>(2)</sup> 規則 (EC) No 338/97 の第 4 条

CITES 条約の第 IV 条 (2) 項は、附属書 II 掲載種の標本の取引について以下のよう定めている。

「以下の条件が満たされた場合に輸出許可書が交付される：

(…) (b) 輸出国の管理当局が、当該標本は動植物の保護に関する国内法に違反して取得されたのではないと納得している (…)」

CITES 決議 11.3 (Rev. CoP17) は、同条約の遵守および執行について以下の勧告を行っている。

- e) 輸入国は、附属書 II または III の掲載種の標本が、同取引の関係国の法律に違反して取引されていると確信する理由がある場合、以下を行う必要がある。
  - i) 法律が違反されていると考えられる国に直ちに通知し、可能な限り、当該取引に関するすべての書類の複写を同国に提供する。
  - ii) 可能な場合、同条約の第 XIV の規定に基づき、当該取引に対してより厳しい国内措置を適用する。

規則 (EC) No 865/2006 の第 7 条 (6) 項によると、「第三国が発行した輸出許可書および再輸出証明書は、対象となる標本が該当種の保護に関する法律に従って取得されたことを示す満足できる情報を、当該第三国の管轄官庁が (要請に応じて) 提供した場合に限り受理されなければならない」

ワシントン条約 (CITES) 第 17 回締約国会議において、合法取得の検証に関するさらなる研究が義務付けられており <sup>(1)</sup>、同研究の結論から導き出された成果は、本ガイダンスでも検討されるものとする。

<sup>(1)</sup> CoP17 決定 17.65 to 17.68